

## 会員の安全就業基準

### (目的)

第1条 この安全就業基準は、公益社団法人あきる野市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う事故を未然に防止し、安全に就業ができる事項を定めることを目的とする。

### (会員の遵守義務)

第2条 会員は、就業しようとするときは、この基準を遵守し、あらゆる事故の発生防止に努めなければならない。

### (安全就業リーダー、グループ長の安全義務)

第2条2 職群班の安全就業リーダー（以下、「安全リーダー」という。）は、この基準を遵守し、班員の就業における事故防止、健康並びに安全教育等の周知徹底に努めなければならない。

2 職群班のグループ長は、安全リーダーの指示のもと、この基準を遵守し、グループに所属する会員への健康管理並びに就業における事故防止に努めなければならない。

### (安全心得)

第3条 会員は、就業にあたっては、次の安全心得を守り、作業に従事しなければならない。

- (1) 作業は、安全第一を心がけ、急いだりあわてたりしないこと。
- (2) 器具類は、使用する前に必ず点検すること。
- (3) 服装・履物は、作業に合った動き易いものにする。
- (4) 作業前には、軽い柔軟体操をして体をほぐすこと。
- (5) 加齢並びに過労による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと。
- (6) 作業現場は、常に整理整頓を心がけること。
- (7) 共同作業では、合図、連絡を正確に行うこと。
- (8) 帰宅するまでは仕事のうち、交通事故に気をつけること。
- (9) 健康には、常に注意し、健康な状態で就業すること。
- (10) 仕事の前日は、十分睡眠をとるように心がけること。
- (11) 就業の際は、会員証並びに緊急連絡カードは携帯しなければならない。

### (作業別安全就業基準)

第4条 会員は、植木剪定・塗装・清掃・除草・自転車整理等の作業に従事する場合は、別途定める作業別安全就業基準を守り、安全就業に努めなければならない。

### (安全保護具)

第5条 会員は、高所作業に従事する場合は、必ず安全帽（ヘルメット）を着用するとともに必要に応じ命綱を使用すること。

2 会員は、前項のほか安全面で保護する必要のある作業に従事する際は、作業別安全就業基準等に定める安全保護具を着用し、当該作業に従事しなければならない。

### (交通災害の防止)

第6条 会員は、仕事場との往復時は、交通ルールを守るとともに交通事故に注意しなければならない。

特に、自転車やオートバイにあつては、十分注意し運転しなければならない。

2 会員は、路上での作業に際しては、交通ルールを守るとともに交通事故に注意し、作業に従事しなければならない。

(作業環境の確認)

第7条 会員は、就業現場の環境が安全衛生面において、安全であるかどうかを確認してから、作業に着手しなければならない。

(標識の設置)

第8条 会員は、通行人等に対し危険と思われる作業を行うときは、作業中であることがわかる標識を設置し、事故の防止に努めなければならない。

(器具類の使用及び廃棄基準)

第9条 会員は、器具類を使用する場合は、正しい取扱方法により作業すること。

2 会員は、就業に使用する器具類については、必ず作業前に点検し、安全を確認する。安全保護具並びに就業用具については、点検確認表(別添様式)に基づき毎月1回月末に、定期点検を実施しなければならない。

3 定期点検は各職群班の安全就業リーダー又は就業会員が行う。

4 会員は、点検において、不良箇所を発見したときは、その器具は使用せず、直ちにセンター等に報告しなければならない。

5 安全保護具並びに就業用具は、作業前点検及び定期点検時に不良箇所を発見した場合には、センターに報告し新しいものと交換する。

6 安全保護具で使用期限があるものは、その期限到達日に速やかにセンターに報告し新しいものと交換する。

(健康管理)

第10条 会員は、常に健康の維持管理に努め、健康診断は進んで受けなければならない。

2 会員は、常に、疲労が蓄積しないように、休養を十分とるよう心がけなければならない。

3 熱中症対策として7月21日から8月31日まで単発の屋外作業(植木を除く)は原則8時30分から12時00までの午前中の作業とする。

4 6月から9月末日までの期間中、屋外で就業する会員には熱中症指数計を貸与する。

5 熱中症指数計を貸与された就業先で、指数計の数値が危険レベルに達した場合には、作業を中止するか、炎天下での作業は避け日陰での作業に切り替える。但し、35度を超える猛暑日の場合には会員の健康状態を考慮しながら早めに終了するか代替作業に切り替えること。

(事故等の報告義務)

第11条 会員は、仕事場との往復時や就業中にけがをしたとき又は体に異常を感じたときは、直ちに共同作業中の者又は本人がセンターに連絡し、応急の措置をとるようにしなければならない。

2 会員は就業中及び就業途上に事故を起こしたときは、別紙様式3の報告書をセンターに速やかに提出しなければならない。

(シルバー人材センター賠償責任保険の会員負担)

第11条の2 会員が起こした事故により賠償責任保険が適用になった場合、その事故を起こした会員は保険免責分相当額を支払うものとする。

(その他)

第12条 会員は、この基準に定める以外に、センター等より指示があつた場合には、それに従い作業に従事しなければならない。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成26年10月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成28年1月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成30年9月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成31年2月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和元年10月24日から施行する。

附 則

この基準は令和2年7月22日より施行し令和2年4月1日より適用する。

附 則

この基準は、令和3年10月28日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年5月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和5年4月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和6年8月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和7年6月26日から施行し、令和7年6月16日から適用する。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和7年8月28日から施行する。

作業別安全就業基準

(作業名 植木剪定)

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 常に健康の維持管理に努めること。</li> <li>2. 安全第一に考え、安全就業に心がけること。</li> <li>3. 研修会、講習会には積極的に参加をする。</li> <li>4. 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 作業服は、袖口のしまったものを。</li> <li>(2) 作業靴は、履きなれたもので、すべりにくいものを使用すること。</li> <li>(3) ヘルメットは、必ず着用すること。</li> <li>(4) 地上より 1.5m 以上での作業する場合は、安全帯を使用する。</li> </ol> </li> <li>5. 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。</li> <li>6. 作業現場に着いたら、周囲の状況を確認すること。</li> <li>7. 作業環境は、常に整理整頓を心掛けること。</li> <li>8. 重量物の運搬は、慎重に行うこと。</li> <li>9. 道具類の使用は、正しい使用法によること。</li> <li>10. 作業は、基本的に複数人によることとし、共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。</li> <li>11. 仕事場への行き帰りは、交通事故に気をつけること。</li> <li>12. 作業できる樹木の高さは 4 m 以下とする。 但し、下記の場合に限り作業可能とする。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 4 m 以上であっても直径 5 c m 以下の竹については、安全に作業ができることが確認できる場合に限り、根元より伐採することができる。</li> <li>(2) 樹木の高さが 4 m 以上であっても、地上より                   <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 5 m 以下で、脚立に登らず手が届く範囲の枝の剪定は、作業できるものとする。</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>13. 就業年齢は 75 歳までとする。ただし、以下の条件により 1 年ごとに延長が出来る。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 各グループ長等による作業可能かの確認。</li> <li>(2) 健康等のチェック。(健康診断書の確認)</li> <li>(3) 本人の誓約書。(様式 1)</li> </ol>               また、作業する場合はなるべく高所作業は避ける。             </li> </ol>	ヘルメット
炎天下での作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 光化学スモッグに十分注意し、注意報が出たら、作業を行わないこと。</li> <li>2. 水分は、こまめに補給すること。</li> <li>3. <u>植木の作業は、熱中症の予防対策並びに樹木を枯ら</u></li> </ol>	<u>熱中症</u> <u>指数計</u>

	<p>す恐れがあることから7月21日から8月31日までの期間は原則作業を行わない。</p> <p>4. 6月より9月末日までの期間（上記の期間を除く）は熱中症対策として、会員の安全就業基準第10条4に準ずるものとする。</p>	
脚立使用作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 脚立は、丈夫な構造のものを使用すること。</li> <li>2. 脚立の長さは作業に適した物を使用する。</li> <li>3. 脚立には、開き止めがついていること。</li> <li>4. 脚立の設置は、脚立の脚と水平面の角度が75度以下となるようにすること。また3本の脚が地面と接する点が、二等辺三角形になるように立てること。 また、脚立と樹木をロープ等で縛り固定すること。</li> <li>5. 脚立は、滑ったり傾いたりしないように据え付け、かつ開き止めを確実にかけること。 地盤が不当沈下するような場所では、敷板を敷いて安全を確保すること。</li> <li>6. <u>脚立を使用する場合には、樹木に直接立てかけて使用しないこと。</u></li> <li>7. 脚立上での作業は、前記の二等辺三角形外に体の重心がでない範囲で行うこととし、無理な姿勢で作業をしないこと。</li> <li>8. 脚立を昇降する際は、手に道具等を持たないこと。 また、飛び降りないこと。</li> <li>9. 作業中の脚立周辺には、鋏、刃物類を放置しないこと。</li> <li>10. 脚立を利用して足場板を掛け渡すときは、脚立の設置間隔を1.8m未満とすること。また、足場板の設置高さは1.5m未満とする。</li> <li>11. 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認を行うこと。</li> <li>12. 剪定作業中は、樹下で作業をしないこと。</li> <li>13. 脚立の天板及び上方の二段は乗ってはいけない</li> </ol>	
梯子使用作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 梯子は、幅30cm以上の丈夫なものを使用すること。</li> <li>2. 梯子は、滑り止めのあるものを使用すること。 滑り止めのない場合には、梯子の上方を縛るか、他の作業者に脚部を押さえてもらうこと。</li> <li>3. 梯子は、地面との角度が75度になるようにかけることを原則とし、梯子の上部は60cmぐらい上方にできるようにすること。 また、梯子と樹木をロープ等で縛り固定すること。</li> </ol>	

	<ol style="list-style-type: none"> <li>4. 梯子を昇降する際は、手に道具等を持たないこと。 また、飛び降りないこと。</li> <li>5. 梯子上では、無理な姿勢で作業はしないこと。</li> <li>6. 通路での作業は、標識を設けること。</li> <li>7. 樹木に梯子を立てかける際は、樹木の朽・弱枝や地盤の沈下等を確認すること。</li> <li>8. 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認をおこなうこと。</li> <li>9. 剪定の作業中は、樹下で作業をしないこと。</li> </ol>	
足場使用の作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 足場板は丈夫なものを使用し、たわみがあまり大きくならないようにすること。</li> <li>2. 足場板は、ゴムバンドでしばり固定すること。</li> <li>3. 足場板は、作業床の幅が 40cm 以上になるように 2 枚以上かけわたすこと。</li> <li>4. 足場板上では、無理な姿勢で作業しないこと。</li> </ol>	
樹上での作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 樹上での作業は原則禁止とする 但し下記の場合に限り作業可能とする。 (1) 三脚での作業では安全が確保できない場合。 (2) 作業の安全が確保できるとグループリーダーが判断した樹木。 (3) 樹上で作業できる者は、あらかじめ各グループのリーダーが作業可能と認めた者で、事前に様式 2 にて班長より安全管理委員長に申請し許可を得た者とする。</li> <li>2. 樹上で作業する場合には、以下内容を順守し作業するものとする。 (1) 地上より 1.5m 以上の樹上での作業する場合は、安全帯を使用しヘルメットを着用、あごひもは必ず結ぶこと。安全帯を使用して移動する場合は安全帯を掛け直してから移動すること。 (2) 枝の折れ易い樹種、滑りやすい樹皮をもつ樹種での作業は、慎重に行うこと。 (3) 枝に捕まったり体重をかけたりする時は、安全を確認する。枯れ枝等に注意し、枯れていれば切り落とし安全を確保すること。 (4) 樹枝の切り落としの際、樹下の安全確認を行うこと。 (5) 剪定作業中は、樹下で作業しないこと。 (6) 直径 10 cm 以上の枝を切る場合には、上部か</li> </ol>	安全帯 ヘルメット

	<p>らロープを掛け下から上へ幹から10cm位の所を枝直径の3分の1程ノコギリでひき目を入れ、ひき目より先端に向かって5cmの所を切り落とす。その後残部を平らに切り落とすこと。</p> <p>なお、この場合電線等に注意すること。</p>	
--	--	--

刈り込み作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 共同で、刈り込み作業を行う場合は、刃先に十分注意すること。 また、互いに接近しないようにし、向かい合う位置で作業を行わないこと。</li> <li>2. 使用休止中の刈り込み鋏は、立て掛けたり、刃先を上向きにしないようにすること。 邪魔にならない所であつ目立つ所に刃を下向きにして置くこと。</li> <li>3. エンジン式のヘッジトリマーを使用する場合には必ず地上での作業とし、両手で確実にハンドルを保持し、胸より上での作業は行わない。</li> <li>4. 電気式のヘッジトリマーはアクセルの固定はせずに、手を離せば刃が止まるようにして使用する。</li> </ol>	ヘルメット
運搬作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 運搬は、無理のない、正しい姿勢で行い、特に腰部を痛めないように慎重に行うこと。</li> <li>2. 運搬経路の障害物は、取り除き、足場の良否を確認すること。</li> <li>3. トラックへの各種道具の積み下ろしは、荷崩れのないように行うこと。</li> </ol>	
全就業基準違反による会員の処分について	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 安全就業適正巡回パトロール（以下、「安全パトロール」という。）の際に、下記の安全就業基準違反が確認された場合、安全パトロール員はその場において会員並びにグループに対し就業停止を命ずることができる。 <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）地上より 1.5mを超える高さで作業をしている際に安全保護具を使用していなかった場合。</li> <li>（2）樹木の高さ 4mの基準に抵触し作業を行っていた場合。</li> <li>（3）その他、安全就業基準に抵触し重篤事故につながる恐れのある就業が現認された場合。</li> </ol> </li> <li>2. 上記により就業停止を命ぜられた会員並びにグループには、理事会において就業停止された内容を審議し、正式な処分を決定する。</li> </ol>	

(作業場 塗装)

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 常に健康の維持に努めること。 特に、有機溶剤及び粉塵を吸い込む恐れがあるので、健康診断を受けるなど自発的に健康管理に努めること。</li><li>2. 安全第一に考え、安全就業に心掛けること。</li><li>3. 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること。 (1) 作業服 袖口は、しまったものを。 上着の裾は、いつもズボンの内に入れること。 上着は、突起物や大きなボタン等のないものとする。 ズボンの裾は、いつもしぼっておくこと。 (2) 作業靴 靴は、履きなれたもので、滑りにくいものを使用すること。 また、そこの厚いものを使用し、踏み抜き、捻挫を防ぐこと。 なお、屋根や丸太上での作業には、地下足袋またはこれに準ずる履物を使用すること。 (3) ヘルメットは、正しく着用する。</li><li>4. 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。</li><li>5. 作業現場に着いたら、周囲の状況を確認すること。</li><li>6. 作業環境は、常に整理整頓に心掛けること。</li><li>7. 工具や機械は、正確安全に取扱い作業すること。</li><li>8. 引火性のもの等危険物を使用するので、喫煙は、作業場以外の所定の場所で行うこと。 なお、くわえタバコでの作業は、絶対にしないこと。</li><li>9. 有機溶剤類の塗装には、換気に注意すること。</li><li>10. 塗料・溶剤等が目の中に入った場合は、すみやかに洗顔すること。</li><li>11. 床面にこぼれた塗装及び溶剤等は、直ちに拭き取ること。</li><li>12. 作業後は、床面の清掃、後片付けを行うこと。</li><li>13. 仕事上への行き帰りは、交通事故に気をつける。</li></ol>	

塗込作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被塗装物の中心に位置をとり、安定した姿勢で作業すること。</li> <li>2. 各種製品の塗込順序に従って、作業すること。</li> <li>3. 各種塗料を塗布するときは、通風に配慮し、作業すること。</li> <li>4. 必要に応じて換気すること。</li> <li>5. 塗込作業中は、火気に注意すること。</li> </ol>	
表面処理・剥離作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 表面処理剤・剥離剤を使用して作業するときは、手袋、前掛、長靴を着用すること。</li> <li>2. 薬品が皮膚に付着した場合には、直ちに清水で十分に洗うこと。</li> <li>3. 剥離作業を行う場合は、防塵マスク、防塵メガネを着用すること。</li> </ol>	防塵マスク 防塵メガネ
高所作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 作業床が固定されているか確認すること。</li> <li>2. 作業床上は、整理整頓し作業を行うこと。</li> <li>3. 安全帯を使用しヘルメットを着用、あご紐は必ず結ぶこと。</li> <li>4. 高所作業に適する服装をすること。</li> <li>5. 作業中は、必要以外は話をしないこと。</li> <li>6. 工具類を落とさないよう注意すること。</li> <li>7. 高所作業している下では、作業を行なわななこと。</li> <li>8. 高さ 1.5m 以上の個所で墜落の恐れがあるところは手摺り、柵、囲いなどを設け、立ち入りを禁止にすること。</li> <li>9. 足場板は、きず、虫食い、死節、ひび割れ、腐食などが無い丈夫なものを使用すること。 また、必ず低所で試し乗りをすること。</li> <li>10. 丸太は、木皮を取り除いてあり、径が十分あるものを使用すること。</li> <li>11. 脚立の使用 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 丈夫な構造のものを使用すること。</li> <li>(2) 安定した水平な床面で使用すること。</li> <li>(3) 開き戸を確実にかけ、足場板を掛ける場合は、3点支持にすること。</li> <li>(4) 脚立の足と水平面の角度が75度以下になるように設置すること。</li> <li>(5) 飛び降りないこと。</li> <li>(6) 脚立上では、無理な姿勢で作業しないこと。</li> </ol> </li> <li>12. 梯子の使用</li> </ol>	安全帯 ヘルメット

	<p>(1) 幅30 cm以上の丈夫なものを使用すること。</p> <p>(2) 滑り止のあるものを使用すること。 滑り止のない場合は、他の作業者に脚部を押さえってもらうこと。</p> <p>(3) 平面に対して75度にかけることを原則とする。</p> <p>(4) 梯子上では、無理な姿勢で作業しないこと。</p> <p>(5) 飛び降りないこと。</p> <p>13. 安全帯の使用</p> <p>(1) 1.5m以上の高所作業にあつて作業床が設けられないときに使用すること。</p> <p>(2) 安全帯の支持点は、頭上になるよう設けること。</p> <p>(3) 作業床が、幅40 cm以下の場所では使用すること。</p> <p>(4) 作業床があつても、手摺りがない場所は使用すること。</p> <p>(5) 安全帯ロープの長さは、できるだけ短くして使用すること。</p> <p>(6) 安全帯は、いつもきちんと締めること。</p>	
コンプレッサーの使用	1. 必ずベルトカバーをつけ、移動するときは、電動機が停止後に行うこと。	

(作業名 ビル清掃)

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 常に健康の維持管理に努めること。</li><li>2. 安全第一に考え、安全就業に心掛けること。</li><li>3. 服装は、常に衛生的に心掛け、汚れているものは洗濯して、使用すること。</li><li>4. 長いひも類、装飾品は、一切身につけないこと。</li><li>5. 作業は、正しい姿勢で、落ち着いて行うこと。</li><li>6. 作業中は作業に専念し、みだりに話しかけたり、無駄話をしないようにすること。</li><li>7. 洗剤等を使用する場合は、滑りやすくなるので履物は、滑り止めのあるものを使用すること。</li><li>8. 洗剤の調合等は、ゴム手袋を使用すること。</li><li>9. 洗剤や薬品を使うときは、性質がいろいろあるので、使用上の注意事項を確認し、正しく使い、目に入ったら、すぐ大量の水で洗うこと。</li><li>10. 溶剤使用時は、保護マスクを着用すること。</li><li>11. 作業中は、「清掃中」の看板を立てておくこと。また、立ち入り禁止の表示や作業区域に縄を張るなどすること。</li><li>12. 作業中に使用した機械や資材は放置しないで、作業をしやすい常に整理整頓に心掛けること。</li><li>13. 重量物の取扱は、特に慎重に行うこと。</li><li>14. 機械器具類の故障その他異常の箇所を発見したときは、無理して使用せず、センターに連絡すること。</li><li>15. 仕事の後には、必ず手や顔を洗うこと。</li><li>16. 仕事場への行き帰りは、交通事故に気をつけること。</li></ol>	ゴム手袋 保護マスク
床の清掃作業	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 洗剤や床維持剤の液は、特に滑り易いので注意すること。</li><li>2. 作業中は、滑り止めの靴をはくか、滑り止めカバーの類を使用すること。</li><li>3. 作業にあたっては、滑り易くなっているので、急ぐときでも走らないこと。</li></ol>	
窓ガラスの洗浄作業	<ol style="list-style-type: none"><li>1. ガラス部に手をついたり、ガラス部で身体を支えたりしないこと</li><li>2. 窓等の開閉には十分注意して作業を行うこと。</li><li>3. 無理な姿勢で作業しないこと。</li><li>4. 2階以上の窓は作業しないこと。</li></ol>	

<p>清掃用機械器具の使用作業</p>	<p>1. 電気機械の使用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 濡れた手で取り扱わないこと。</li> <li>(2) スイッチの入り、切りやコンセントの差し込み、引き抜きは、慎重に行うこと。</li> <li>(3) コードやプラグの痛んだものは使わないこと。</li> <li>(4) 故障の機械を無理に使わないこと。</li> </ul> <p>2. ポリシャーの使用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 作業に合った大きさのポリシャーを選んで作業すること。</li> <li>(2) ハンドルを両手でしっかり持って操作すること。</li> </ul>	
<p>高所作業</p>	<p>1. 高所作業中は、安全帯及びヘルメットを着用し、あごひもは必ず結ぶこと。</p> <p>2. 踏み台や脚立は、不安定な場所に立てないこと。</p> <p>3. 踏み台の上にさらに踏み台を重ねたり脚立を立てたりして作業を行わないこと。</p> <p>4. 資材や器具が上から落下しないように気をつけること。</p> <p>5. 脚立の使用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 丈夫な構造のものを使用すること。</li> <li>(2) 安定した水平な床面で使用すること。</li> <li>(3) 開き止めを確実にかけ、使用すること。</li> <li>(4) 脚立の脚と水平面の角度が 75 度以下になるように設置すること。</li> <li>(5) 飛び降りないこと。</li> <li>(6) 脚立上では、無理な姿勢で作業しないこと。</li> </ul> <p>6. 梯子の使用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 幅 30 cm 以上の丈夫なものを使用すること。</li> <li>(2) 滑り止めのあるものを使用すること。</li> <li>(3) 不安定なところに掛けないこと。</li> <li>(4) 滑る床の上に立てないこと。</li> <li>(5) 踏み台の上に立てないこと。</li> <li>(6) 立てかける角度を床に対して 75 度にする</li> <li>(7) 安定を確かめてから登ること。</li> <li>(8) 飛び降りないこと。</li> <li>(9) 梯子上では、無理な姿勢で作業しないこと。</li> <li>(10) 2 m 以上の作業では、下に補助者を置くこと。</li> </ul>	<p>安全帯 ヘルメット</p>

(作業名 除草・草刈)

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 常に健康の維持管理に努めること。</li> <li>2. 安全第一に考え、安全就業に心掛けること。</li> <li>3. 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 作業服は、長袖、長ズボンを着用し、虫の入りぬよう袖口のしまったものを選ぶこと。</li> <li>(2) 作業靴は、底の厚いもので、滑りにくいものを使用すること。</li> <li>(3) 作業帽は、必ず着用すること。</li> <li>(4) 手袋（軍手等）を必ず着用すること。</li> </ol> </li> <li>4. ガソリン、混合油、オイルを使用する場合には、専用容器等に入れて携行し、作業現場では日陰に保管する。</li> <li>5. 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。</li> <li>6. 作業現場についたら、周囲の状況を確認すること。</li> <li>7. 作業環境は、常に整理整頓に心掛けること。</li> <li>8. 斜面での作業は、滑りやすいので、十分注意すること。</li> <li>9. 重量物の運搬は、慎重に行うこと。</li> <li>10. 道具類の使用は、正しい使用方法によること。</li> <li>11. 共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。</li> <li>12. 長時間の作業は避けること。</li> <li>13. 雨天時の作業は避けること。</li> <li>14. 仕事場への行き帰りは、交通事故に気をつけること。</li> </ol>	
炎天下での作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日よけ帽を必ず着用すること。</li> <li>2. 光化学スモッグに十分注意し、注意報が出たら、作業を行わないこと。</li> <li>3. 水分は、こまめに補給すること。</li> <li>4. 熱中症対策として7月21日から8月31日まで単発の屋外作業は原則8時30分から12時00までの午前中の作業とする。 また、熱中症対策として、会員の安全就業基準第10条4に準ずるものとする。</li> </ol>	<u>熱中症指数計</u>
手作業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 作業現場の状況確認を十分に行うこと。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) とげのある植物や、ガラスの破片、釘等に注意すること。</li> <li>(2) 蜂の巣や害虫等に注意すること。</li> <li>(3) 作業場所によっては、保護メガネを着用すること。</li> </ol> </li> </ol>	保護メガネ

	<p>2. 鎌を使つての作業では、安全第一を心掛けること。</p> <p>(1) 腰を落とし、正しい姿勢で使用するこゝと。</p> <p>(2) 共同で作業を行う場合は、作業空間を十分取り、刃先に注意すること。</p> <p>(3) 使用休止中の鎌は、立て掛けたり刃先を上向きにしたりしないようにすること。</p> <p>邪魔にならない所であつ目立つ所に刃を下向きにしておくこと。</p>	
刈払機作業	<p>1. 刈払機を使用する者は刈り払い機技能研修を受講し、修了証を交付された者とし、有効期限は次回の講習までとする。</p> <p>2. U字ハンドル以外の刈払機は使用しない。</p> <p>3. 使用前に必ず点検すること。</p> <p>(1) ネジのゆるみはないか。</p> <p>(2) 刈払機を使用する場合には作業にあつた刃があつているか確認する。</p> <p>(3) 刈払機を使用する場合にはナイロンコードの使用は禁止とする。また、これに類似したナイロンコードの電動草刈機の使用も禁止する。</p> <p>(4) 刃先にひび割れ、めくれ、まがり等の異常がないか点検し、異常がある場合は、使用しないこと。</p> <p>4. 安全ガードは必ず取り付けること。</p> <p>5. 保護メガネを着用すること。</p> <p>6. 作業前に周囲の障害物等を周知・移動・除去しておくこと。</p> <p>7. 住宅街でのチップソーの刃による草刈は飛び石の危険性が高いため使用禁止とし、飛散防止用草刈機を使用し防護ネットを張つて作業する。</p> <p>ただし、小学校及び中学校施設維持管理業務における草刈作業については、学校に刈払機を用意いただいている為、各学校に飛散防止用草刈機の買替えの要望をしていく。それまでの間は、刈払機の作業別安全就業基準に則り細心の注意を払つて作業する。</p> <p>8. 石が多い場所での刈払機の使用は禁止とし、飛散防止用草刈機または手刈りでの作業とすること。飛散防止用草刈機を使用する場合にも必ず防護シートを張ること。</p> <p>9. 作業中は、半径 15 メートル以内に他の人を近づけ</p>	ヘルメット 安全ガード 保護メガネ 保護カバー 防護シート

	<p>ないこと。</p> <p>10. 人や窓等の有無を確認し、必要に応じて防護シートを張る。</p> <p>11.雨天時の作業は、滑りやすいので避けること。</p> <p>12.ガソリンを使用するので、火気には十分注意すること。</p> <p>13.運搬及び格納時には回転刃には保護カバーをつけること。</p> <p>14. 機械使用中に、連絡事項があるときは、出来るだけ前方 15 メートル離れた場所から警笛により合図を送くる。使用者は合図に気付いたら、機械のエンジンを停止させ、止まったことを確認し機械から離れて対応する。</p>	
<p>歩行型ハンマーナイフ</p>	<p>1. 使用前に必ず点検する事項。</p> <p>(1) ネジ、ベルト、カバーその他外見に異常が無いか作業前に点検する。</p> <p>(2) タイヤの異常が無いか点検する。</p> <p>(3) ブレーキ、クラッチ等のワイヤーに異常が無いか点検する。</p> <p>(4) ブレーキは利くか点検する。</p> <p>(5) 日、週、月の機械整備基準に従い点検する。</p> <p>2. 作業の服装、態度は作業一般に準ずるが、ヘルメット、安全靴は作業に携わる人、全員が必ず着用する。</p> <p>3. 作業前に現場確認を全員で実施し、障害物の周知・移動・除去をしておく。</p> <p>4. 住宅街での歩行型ハンマーナイフは、飛び石による事故を起こす危険性が高いので使用禁止とする。</p> <p>5. 械の特性を熟知し安全対策すること。</p> <p>※石等は飛ぶので、特に注意すること。</p> <p>(1) 人や窓等の有無を確認し、必要に応じて防護シートを張る。</p> <p>(2) バックでの作業は原則的にしない。やむをえない場合は足元、後方に注意し、「クラッチ・ブレーキ」に手をかけながら、刃の回転を止めて転倒しないよう気を付けながら後退する。異常を感じたら機械を停止させる。</p> <p>(3) 木立の有る場所では、頭上、横に特に注意する。</p> <p>(4) 音、振動、臭い等の異常が発生したら、即時停止し原因を確認する。</p>	<p>ヘルメット 防護シート 安全靴</p>

	<p>(5) 故障等が手に負えぬときは、センターに連絡し、指示を仰ぐ。</p> <p>6. 地形等の状況を確認し、ナイフの高さを合わせ、飛び防止をする。(石等は20m飛ぶことがある。)</p> <p>7. トラックへの積み下ろしの際には、トラックは平坦な場所に駐車し積み下ろしを行う。傾斜している場所での積み下ろしは絶対に行わない。</p> <p>8. トラックへの積み下ろしの際のスロープの設置は、軽トラックの後ろ側の煽りと荷台の間にスロープの爪を掛ける。</p> <p>9. 運搬時のトラックの<u>積み下ろし</u>は、十分注意し、低速で真直ぐ行い。スロープの上での操作は行わない。また、必ず運転者の他に1名安全確認をする者を配置する。</p> <p>10. 作業後は必ず刃の回転を止めること。</p> <p>11. 傾斜地での作業はなるべく行わないこととする。</p> <p>12. 作業中方向転換する際は、前を持ち上げて方向転換はしない。</p> <p>13. バックでの草刈作業は行わない。</p> <p>14. 給油する際は、必ずエンジンを止めてから行うこと。</p> <p>15. 搬時は歩行用ハンマーナイフに車止めを噛ませ、更にロープで固定する。</p> <p>16. 機械使用中に、連絡事項があるときは、斜め前方から警笛により合図を送くる。運転者は合図に気付いたら、機械を停止し、エンジンを停止させ機械から離れて対応する。</p>	
芝刈機	<p>1. エンジン式芝刈機 歩行型ハンマーナイフに順ずる。</p>	ヘルメット 防護シート 安全靴
運搬作業	<p>1. 運搬は、限界を見極め、正しい、無理のない姿勢で行い、特に、腰部を痛めないよう慎重に行うこと。</p> <p>2. 運搬経路の障害物は、あらかじめ取り除き、足元の安全を確認すること。</p> <p>3. トラックでの道具等の積み降ろしは、荷くずれがおきないように、注意して行うこと。 また、荷台の作業では、ヘルメットを着用すること。</p>	ヘルメット

(作業名 自転車整理)

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 常に健康の維持管理に努め、体調が思わしくないときは、就業を控えること。</li><li>2. 常に安全第一を考え、安全就業に心掛けること。</li><li>3. 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 作業服は、季節、天候に合ったものを着用し、腕章等周囲から目立つものを着装すること。</li><li>(2) ひも類の付いている服は着用しないこと。</li><li>(3) ポケットは、引っかからないように、チャック、ボタンがかかるものを着用すること。</li><li>(4) 作業靴は、底の滑りにくいもので、表面(甲)の丈夫なものを使用すること。</li><li>(5) 作業帽は必ず着用すること。</li><li>(6) 手袋(軍手等)を必ず着用すること。</li></ol></li><li>4. 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。</li><li>5. 自分の体力を十分認識し、割り当てられた作業量の達成が体力的に無理と感じたときは、リーダーや事務局に申し出て、適正配置の措置をとってもらうこと。</li><li>6. 就業途中で体調が悪くなったら、無理せず作業を中止すること。</li><li>7. 台風、大雨、大雪など悪天候の場合は、無理せず作業を中止すること。</li><li>8. 喫煙しながらの就業は、絶対に行わないこと。</li><li>9. 作業現場の状況を必ず確認すること。特に、地面の傾斜や段差、凹凸、冬季の路面凍結等には十分注意を払うこと。</li><li>10. 就業時間は、厳守すること。</li><li>11. 仕事場への行き帰りは、交通事故に気をつけること。</li></ol>	
整理作業	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 整理作業は、指定された区域を守って行うこと。</li><li>2. 整理した自転車の安定には十分注意を払い、特に風の強いときは、より一層気をつけること。</li><li>3. 整理作業中は、利用者等との無用のトラブルを避けること。</li><li>4. 整理作業中は、利用者や通行人など周囲に十分注意を払うこと。</li><li>5. 道路上の自転車整理を行う場合は、往來の自動車、</li></ol>	

	<p>バイク等に十分注意を払うこと。</p> <p>6. 新にこの作業につく会員は、リーダー等ベテラン会員の指導のもと、安全就業に必要な作業方法や手順を身につけること。</p> <p>7. リーダー等ベテラン会員は、安全就業の確保に留意し、他の会員の不安全行動を発見したときは、その都度指導すること。また、不安全状態を発見したときは、事務局に報告するなど、適切な措置をとること。</p>	
移動・運搬作業	<p>1. 重量のある自転車の移動は、共同して慎重に行うこと。</p> <p>2. 移動では、自分の限界を見極め、正しい無理のない姿勢で行い、特に腰部を痛めないように慎重に行うこと。</p> <p>3. 自転車を持って移動させる場合は、必ず両手を使ってフレーム、ハンドル、サドル、荷台の持ちやすい部分の二箇所を持って行うこと。</p> <p>4. 自転車を持ち上げる際は、両手を適度に開き身体を安定させ、特にバランスには十分注意を払うこと。</p> <p>5. 移動する際は、必要最小限の距離にすること。</p> <p>6. 長い距離を移動させる場合は、台車等を利用し、身体への負担を軽くすること。</p> <p>7. 移動の際は、自転車が破損して利用者とのトラブルの原因とならないよう、乱暴に扱わないこと。また、通行人や駐車車両にぶつからないよう注意を払うこと。</p> <p>8. 移動後は、自転車が転倒しないように確認すること。</p>	
利用者への指導・誘導業務	<p>1. 自転車駐車場等で利用者へ置き場所の指導や誘導を行う場合は、ことば遣いに配慮し、命令口調になったり、どなったりしないよう十分注意すること。</p> <p>2. 指導・誘導作業中は、利用者等とのトラブルの発生を絶対に避け、クレーム等に対しては、聞くだけに止めること。万一トラブルが発生した場合は直ちに事務局へ連絡すること。また、暴行を受けたり窮迫の危険を感じたときは直ちに逃避し、最寄りの交番や事務局へ連絡すること。</p> <p>3. 自転車に警告書等を貼付する場合は、指定された位置、方法で貼付し、無理な姿勢で行わないこと。</p>	
清掃作業	<p>1. 清掃作業をする場合は、利用者や通行人等に迷惑をかけないように、周囲に十分注意を払うこと。</p>	

	<ol style="list-style-type: none"><li>2. 自転車整理作業の妨げとなる、空き缶、空き瓶等は、必ず取り除いておくようにすること。</li><li>3. 道路上で作業しなければならない場合は、往来の自動車、バイク等には十分注意を払うこと。</li><li>4. 清掃用具を使用しない時は、安全で邪魔にならない位置に置くこと。</li></ol>	
--	---	--

#### 附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。